

SD06252 合格ゾーン ポケット判 択一過去問肢集 民法Ⅱ

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
8	012 問題	貸金債務について年3パーセントの利率で利息を支払うとの約定がある場合において、貸金債務の遅延損害金について利率の約定がないときは、遅延損害金の額は年3パーセントの利率により定まる。	貸金債務について年3パーセントの利率で利息を支払うとの約定がある場合において、貸金債務の遅延損害金について利率の約定がないときは、遅延損害金の額は年3パーセントの利率により定まる。なお、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率は、 <u>年5パーセントとする。</u>	23/1
125	067 解説 4行目	Cの <u>転貸料</u>	Cの <u>転借料</u>	23/1